

令和6年（行ウ）第5号 国土交通大臣が沖縄県知事に代わって行った埋立地用途変更・設計概要変更承認処分の取消請求事件

原告 東恩納琢磨 ほか29名

被告 国（処分行政庁 国土交通大臣）

## 要旨陳述

（原告ら第2準備書面について①）

2024年12月25日

那覇地方裁判所民事第1部合議A係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 白 充

原告ら訴訟代理人白より、原告ら第2準備書面の要旨を陳述します。

- 1 本書面では一部の原告らにつき、騒音被害に基づき原告適格が認められることを主張し、証拠としては陳述書と住民票を提出しました。

今回の原告らは、名護市の二見以北（二見、瀬嵩、汀間、三原）の地域に居住する者であるところ、埋立地上にV字の滑走路が生じ、当該滑走路の北側の延長線上に米軍機が飛来し、当該滑走路に侵入（離着陸）することによって、騒音の被害に曝されることが明らかな原告です。

- 2 そのうち滑走路の中心部から直線距離として一番遠くに居住する原告は、原告番号19（浦島悦子さん）です。

そこで本書面では、浦島さんについて、陳述書に基づき、騒音

被害による原告適格が認められることを具体的に主張しました。この主張により、滑走路中心部により近い浦島さん以外の原告についても、騒音被害による原告適格が認められることが分かります。

浦島さんは、幼少期から自然と共に生活してきました。沖縄に来た頃、沖縄市に住んでいたことがあります。嘉手納飛行場の爆音に加え、自然の乏しさに耐えかねたこと、また、自然の中で子育てをしたいと考え、1998年3月、現在の名護市東海岸・大浦湾沿岸地域(二見以北地域)に移住し、現在に至っています。

浦島さんは、長年、名護市史編纂調査員を務めており、辺野古・大浦湾地域の自然と、そうした自然の中において連綿と織り成されてきた人々の暮らし、歴史、文化と日々真摯に向き合って生活してきました。

この地域の自然環境や、そうした自然環境の中で培われてきた歴史や文化は、浦島さんの日々の生活や人生そのものにおいてかけがえのない存在であり、同自然環境が保全されることは、憲法13条が保障する人格的生存のために不可欠というべきものです。

このように、辺野古大浦湾周辺地域はことさら自然に恵まれた静謐さを保ってきた地域であるところ、ひとたび新基地が建設され軍用機が日々飛び交うようになれば、生活環境が害されると同時に、当該地域における現在の静謐さは完全に失われ、騒音にまみれることは明らかです。

このことは、普天間飛行場のこれまでの運用状況が、早朝夜間・休日を問わず、同飛行場付近の住宅地域等付近住民の生活エリアを縦横無尽に飛行していることから容易に推測できることで

すし、新基地と伊江島の飛行ルートの下に浦島さんらが居住する二見以北地域が位置するため、当該地域の住民は、現在普天間飛行場付近の住民が被っている騒音被害の犠牲になることは明白であるといえます。

その他、今回の主張書面で記載した内容や陳述書の記載内容を考慮すれば、仮に新基地が建設されれば、同基地を飛来する軍用機から生じる騒音によって、また同基地建設による生活環境の破壊によって浦島さんに深刻な被害が生じることは明らかであって、本訴訟において同人については原告適格が認められるべきであります。

そして、浦島さんより滑走路の近くに居住する原告についても、当然に、同様の被害、あるいはそれ以上の被害が生じるおそれがあるのですから、原告適格が認められるべきであります。

- 3 以上に加え、本件では、①W値75を原告適格が認められる基準と考えるべきでないこと、②生活環境の悪化をもって原告適格を認めるべきことについて述べています。

①W値75を原告適格が認められる基準と考えるべきでないことに関しては、そもそも未だ発生していない騒音について、民事上の損害賠償を認める基準（言い換えれば民事上の本案勝訴要件であり違法性の基準）としてのW値75を、抗告訴訟における訴訟要件としての原告適格を認める基準として採用すること自体が不合理であることを指摘しました。

②生活環境の悪化をもって原告適格を認めるべきことに関しては、一定のW値以上（例えばW値70以上）の騒音の発生について主張立証がなされていなければ、原告適格が認められないと

するのにもまた、不合理にすぎる理解であって、あくまでも現状から一定程度生活環境が悪化することが予想されることをもって、原告適格が認められるべきであり、それこそが埋立法の趣旨であることについて指摘しました。

その上で、今回主張した原告らが居住する地域は、各原告らが陳述書で述べるとおり、静謐な環境にあるところ、本件埋立地上に滑走路ができることに伴い、(民間機のような低騒音措置が採られていない)米軍機の飛来に起因する騒音によって生活環境が増悪することは明らかであります。

このように、静謐な生活環境が保たれている地域において、米軍機の飛来による騒音の発生が見込まれるという事情さえあれば、その地点における騒音の程度を(当該地域において発生することが見込まれる騒音の程度がW値にするといくらになるか、という形で)絶対的に判断するのではなく、「従前静謐な環境であった地域について、滑走路の発生によって(特にV字滑走路の北側延長線上に位置することに伴い)、米軍機による騒音が発生することになる」という相対的な変化(騒音被害の発生とそれに伴う生活環境の悪化)をもって、埋立法が保護する利益の侵害があると認定し、原告適格があるものと認めるべきであると考えます。

以 上